

公布された規則のあらまし

報酬・賃金管理システムによる報酬又は賃金支給事務等の処理に関する規則の一部を改正する規則（規則第 39 号）

- 1 日々雇用職員の名称を臨時職員に改めることとした。（第 8 条、第 9 条及び第 12 条関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。